

2026年4月からのご家族の「被扶養者」年間収入判定基準

2026年4月1日より、ご家族を健康保険の「被扶養者」とする際の年間収入の判定方法が新しくなりました。これまでは残業代などを含めた総合的な見込み額で判定していましたが、新基準では労働条件通知書などの契約内容をベースとした判定が行われるようになりました。

1. 何が変わるの？（新旧基準の違い）

項目	【従来どおり】の判定方法	【2026年4月以降（※1）】の新しい判定方法
収入判定の基準	「今後1年間の収入の見込み」を過去や現在の状況から総合的に判断	「今後1年間の収入の見込み」を労働条件通知書や雇用契約書に規定された「時給・労働時間・日数等」から算出した見込額で判断
残業代の扱い	残業代や賞与なども含めた、恒常的に受ける収入を含む。	固定残業代は含むが、不定期に行われるものは含まない。ただし、想定外の残業などで一時的に基準額（※2）を超えても、それが妥当な範囲内であること。

（※1）4月1日加入認定日以降の方

（※2）基準額は原則130万円ですが、19歳以上23歳未満（配偶者除く）は150万円、60歳以上または障がい者（概ね障害年金受給要件に該当する方）は180万円です。

2. 新しい判定方法が適用されるための「条件」

この新しい判定方法（「給与収入のみの方申立」）を利用するには、ご家族が以下の3つの条件をすべて満たしている必要があります。

1. 収入が「給与」のみであること（年金収入、事業収入、その他の収入がある場合は対象外）
2. 労働契約内容（労働条件通知書もしくは雇用契約書）から年間収入見込みがはっきりと計算できること
※シフト制などで労働時間や日数が読めない、記載内容に幅がある場合は対象外
※契約の残期間（※3）が「1年以上」あることが必須（1年未満の場合は対象外となります）
3. 複数勤務（掛け持ち）の場合、すべての勤務先の契約内容で年間収入見込みが算出できること

（※3）

労働条件通知書	
〇〇 〇〇 殿	
事業場名称・所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇	
使用者 職氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日）

「契約期間の定めあり」の場合、扶養申請日以降の残期間が1年以上

例）2026年6月1日扶養申請の場合：2027年5月31日以降

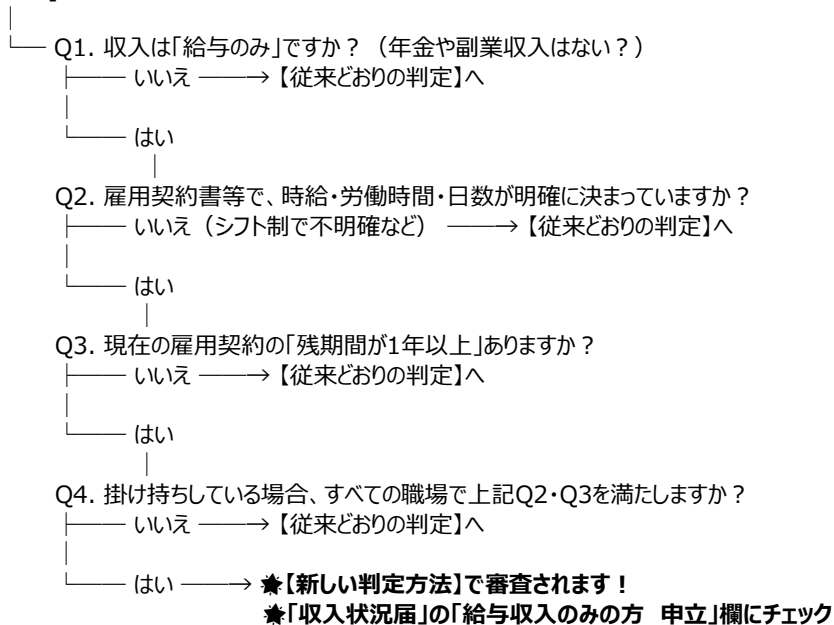
※上記の条件を満たさない場合は、従来どおり「残業代・賞与を含めた今後の給与見込証明書」で年間収入を確認します。

< 続きあり >

3.【図解】ご家族は新基準の対象？ チェックフロー

ご自身のご家族が新しい判定基準の対象になるか、以下のフローチャートでご確認いただけます。

[スタート]



4. ご注意いただきたいこと

新しい判定方法によって被扶養者として認定された場合、「労働契約の更新」や「労働条件の変更」があった際は、その都度、内容がわかる書面等の提出が必須となりますのでご注意ください。